

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療被保険者の資格に関する事 ・後期高齢者医療の給付等に関する事 ・後期高齢者医療の保険事業に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療保険料の滞納管理に関する事
③システムの名称	①総合保健福祉システム(後期高齢者医療) ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム ③システム共通基盤(団体内統合宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条各号 ・豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一の1の項、別表第二の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 高齢者医療年金課
②所属長の役職名	区民部 高齢者医療年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	区民部 高齢者医療年金課長 木山 弓子	区民部 高齢者医療年金課長 岡田 英男	事後	
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	区民部 高齢者医療年金課長 岡田 英男	区民部 高齢者医療年金課長	事後	
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
平成30年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月19日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月27日 時点	平成31年4月19日 時点	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月19日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月7日	I 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを扱う事務②事務の概要	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療被保険者の資格に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療の給付等に関する事 ・後期高齢者医療の保険事業に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療保険料の滞納管理に関する事	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療被保険者の資格に関する事 ・後期高齢者医療の給付等に関する事 ・後期高齢者医療の保険事業に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療保険料の滞納管理に関する事	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月19日 時点	令和元年8月29日 時点	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	II しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる。	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる。	事後	
令和2年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年8月29日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療被保険者の資格に関する事 ・後期高齢者医療の給付等に関する事 ・後期高齢者医療の保険事業に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療保険料の滞納管理に関する事	後期高齢者医療給付または保険料の徴収に関する事務 ・後期高齢者医療被保険者の資格に関する事 ・後期高齢者医療の給付等に関する事 ・後期高齢者医療の保健事業に関する事 ・後期高齢者医療保険料の収納管理に関する事 ・後期高齢者医療保険料の滞納管理に関する事	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条各号 豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一の1の項、別表第二の3の項	事後	
令和4年8月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月12日時点	事後	
令和4年8月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月12日時点	事後	
令和4年8月17日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和5年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月12日時点	令和5年4月21日時点	事後	
令和5年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月12日時点	令和5年4月21日時点	事後	
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月21日時点	令和6年4月25日時点	事後	
令和6年8月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月21日時点	令和6年4月25日時点	事後	
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条各号 豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一の1の項、別表第二の3の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表の85の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条各号 豊島区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第一の1の項、別表第二の3の項	事後	